

令和7年田子町農業委員会第7回総会 議事録

1. 開会 令和7年7月10日（木） 午後6時30分

2. 閉会 令和7年7月10日（木） 午後7時13分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第19号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第20号

農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第5 議案第21号

非農地証明交付申請の承認について

日程第6 議案第22号

農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第7 その他

5. 出席委員（10名）

1番 山崎順子 2番 山市礼子 3番 上平満広 4番 畠山嘉昭 5番 佐藤豊美

6番 木崎正夫 7番 西野榮一 8番 澤頭勉 9番 細谷一夫 10番 大坊和民

欠席委員（0名）

6. 会議録署名委員

4番 畠山嘉昭 5番 佐藤豊美

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板大幸 主査 袖村征志

事務局長	会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席の届け出はございません。
事務局長	農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。 それでは、農業委員会憲章の唱和をいたします。 唱和のリードは、2番 山市委員にお願いします。 (全員起立唱和)
事務局長	続きまして、会長よりあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、以降の進行については、会長からお願いいたします。
会長	ただ今から、令和7年田子町農業委員会第7回総会を開会いたします。
議長 (日程1)	日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 お諮りいたします。会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、議長より指名いたします。 4番 畠山委員、5番 佐藤委員にお願いいたします。
議長 (日程2)	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。本総会を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日といたします。
議長 (日程3)	日程第3、議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料1ページをご覧ください。 議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

事務局長

番号1番、土地の所在は、
大字田子字上野ノ下タ 1筆
現況地目は田であり、面積は2,476㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、10年間の使用貸借になります。

番号2番、土地の所在は、
大字田子字上野ノ下タ 1筆
大字田子字馬場前田 2筆
現況地目は田が3筆であり、合計面積は12,230㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、3・4・5・6ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、10年間の使用貸借になります。

番号3番、土地の所在は、
大字田子字野々上平 1筆
現況地目は畑であり、面積は335㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、贈与になります。

続いて、資料2ページをご覧ください。
番号4番、土地の所在は、
大字原字四日市 1筆
現況地目は畑であり、面積は2,700㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、9・10ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、10年間の使用貸借になります。

番号5番、土地の所在は、
大字石亀字亀ノ下 2筆
現況地目は田が2筆であり、合計面積は5,599㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、11・12ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、贈与になります。

以上で、説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、私から報告いたします。

議長

現地調査報告いたします。

7月3日に、土川推進委員、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料3・4ページをご覧ください。
譲受人の話では、水稻を栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員、異議ないようですので、番号1番の申請については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号2番の現地調査の結果についても、私から報告いたします。

議長 現地調査報告いたします。
7月3日に、土川推進委員、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料3・4・5・6ページをご覧ください。
譲受人の話では、水稻を栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号2番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員、異議ないようですので、番号2番の申請については、原案のとおり決定します。

議長 それでは、番号3番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員 現地調査報告いたします。
7月3日に、会長、種子推進委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料7・8ページをご覧ください。
譲受人の話では、自家野菜を栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長	報告が終わりましたので、番号 3 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号 3 番の申請については、原案のとおり決定します。
議長	それでは、番号 4 番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。
川端 推進委員	現地調査報告いたします。 7 月 3 日に、会長、佐藤委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 9・10 ページをご覧ください。 譲受人の話では、トマトなどを栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 4 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号 4 番の申請については、原案のとおり決定します。
議長	それでは、番号 5 番の現地調査の結果について、築田推進委員から報告願います。
築田 推進委員	現地調査報告いたします。 7 月 3 日に、会長、上平委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 11・12 ページをご覧ください。 譲受人の話では、水稻を栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 5 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)

	全員、異議ないようですので、番号５番の申請については、原案のとおり決定します。
議長 (日程４)	日程第４、議案第２０号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	日程第４、議案第２０号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。 それでは、資料１３ページをご覧ください。 議案第２０号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 番号１番、土地の所在は、 大字田子字釜淵上ミ川原 ３筆 現況地目は宅地であり、合計面積は 308 ㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、１４・１５ページの航空写真、１６ページの土地利用計画図をご覧ください。 申請内容は居宅や物置等に係る転用です。 こちらの案件は顛末書が提出されております。 経緯としては、昭和４２年に申請者の亡き祖父が居宅、物置を設置し、昭和６３年に、申請者の亡き父が物置兼作業所及び倉庫を設置したとのことです。そしてこの度、申請者が相続登記の手続きを行う際に農地であることを知り、申請に至ったものであります。 なお、本土地は第２種農地と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号１番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。
新井田 推進委員	現地調査報告いたします。 ７月３日に、会長、西野委員、事務局の５人で現地を見てきました。 場所は、資料１４・１５ページをご覧ください。 譲受人の話では、居宅や物置等に係る転用とのことで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。

	以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号 1 番の申請については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。
議長 (日程 5)	日程第 5、議案第 2 1 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 1 7 ページをご覧ください。 議案第 2 1 号「非農地証明交付申請の承認について」であります。 番号 1 番、土地の所在は、 大字田子字釜淵平 2 筆、 現況地目は山林原野であり合計面積は 2,862 m²です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、1 8・1 9 ページの航空写真及び 2 0 ページの現地写真をご覧ください。 非農地判断については、平成 3 0 年 3 月 1 2 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知及び令和 3 年 4 月 1 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知から申請地は非農地として判断されるものと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。
新井田 推進委員	現地調査報告いたします。 7 月 3 日に、会長、西野委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 1 8・1 9 ページをご覧ください。 譲受人の話では、4 0 年以上前から耕作しておらず、山林化していることから非農地としても問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。

議長	報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号 1 番の申請については、原案のとおり決定します。
議長 (日程 6)	日程第 6、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 21 ページをご覧ください。 議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)」ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求めるものであります。 番号 1 番、土地の所在は、 大字田子字下田子下タ川原 2 筆 大字田子字塚ノ上ミ 1 筆 現況地目は田が 3 筆であり、合計面積は 4,098 m²です。 貸借権を設定する者は資料のとおりです。 現地については、25・26・27・28 ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、10 年間の使用貸借になります。 番号 2 番、土地の所在は、 大字田子字塚ノ上ミ 1 筆 大字田子字下田子上ミ川原 1 筆 現況地目は田が 2 筆であり、合計面積は 5,433 m²です。 貸借権を設定する者は資料のとおりです。 現地については、27・28 ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、10 年間の使用貸借になります。 番号 3 番、土地の所在は、 大字田子字下田子上ミ川原 1 筆 大字田子字上野ノ下タ 1 筆 現況地目は田が 2 筆であり、合計面積は 4,678 m²です。 貸借権を設定する者は資料のとおりです。 現地については、27・28 ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、10 年間の使用貸借になります。

事務局長

続いて、資料 2 2 ページをご覧ください。

番号 4 番、土地の所在は、

大字田子字下田子上ミ川原 1 筆

現況地目は田であり、面積は 2,179 m²です。

貸借権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、2 7 ・ 2 8 ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、1 0 年間の使用貸借になります。

番号 5 番、土地の所在は、

大字田子字白石川原 1 筆

現況地目は田であり、面積は 2,644 m²です。

貸借権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、2 9 ・ 3 0 ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、1 0 年間の使用貸借になります。

番号 6 番、土地の所在は、

大字田子字白石川原 1 筆

現況地目は田であり、面積は 2,328 m²です。

貸借権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、2 9 ・ 3 0 ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、1 0 年間の使用貸借になります。

続いて、資料 2 3 ページをご覧ください。

番号 7 番、土地の所在は、

大字田子字舞手下タ川原 3 筆

現況地目は田が 3 筆であり、合計面積は 7,359 m²です。

貸借権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、2 5 ・ 2 6 ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、1 0 年間の使用貸借になります。

番号 8 番、土地の所在は、

大字田子字舞手下タ川原 1 筆

現況地目は田であり、面積は 2,626 m²です。

貸借権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、2 5 ・ 2 6 ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、1 0 年間の使用貸借になります。

番号 9 番、土地の所在は、

大字田子字舞手下タ川原 3 筆

現況地目は田が 3 筆であり、合計面積は 3,983 m²です。

貸借権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、2 5 ・ 2 6 ページの航空写真をご覧ください。

事務局長	申請内容は、１０年間の使用貸借になります。 続いて、資料２４ページをご覧ください。 番号１０番、土地の所在は、 大字石亀字杉本　４筆 字平成田　３筆 現況地目は田が６筆、畑が１筆であり、合計面積は 6,942 ㎡です。 貸借権を設定する者は資料のとおりです。 現地については、３１・３２ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、１０年間の賃貸借になります。 （6,250 円/10 a、合計 400,000 円） 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたので、審議に移ります。 上平委員は利害関係人であることから、暫時の間、退席願います。
議長	質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員、異議ないようですので、原案のとおりとし、その旨回答いたします。
議長	上平委員の入室を認めます。
議長 （日程 7）	日程第 7、「その他」に入ります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、諸般の報告をご覧ください。 まずは、諸般の報告について、６月総会以降の活動などの報告をいたします。 ６月 25 日（水）　申請書締め切り・告示 ７月　３日（木）　総会案件に係る現地調査を行いました。 ７月　８日（火）　総会案件に係る企画会議を開催しました。 次に、① ７月総会以降の予定について、お知らせいたします。 ７月 25 日（金）　申請書締め切り・告示 ８月　４日（月）　現地調査を予定しています。 ８月　６日（水）　企画会議を予定しています。 ８月　８日（金）　第 8 回総会を予定しています。 18:30 ～　役場第一会議室

担当者

後日、文書によりご連絡いたします。

続いて、②三八地区農業委員会大会についてです。
こちらについては担当者より説明をいたします。

(説明)

以上で説明を終わります。

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和7年田子町農業委員会第7回総会を
閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
